

広島市告示第121号

平成27年3月13日

新たに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、次に掲げる土地が本市の区域内に新たに生じたことを確認するものとする。

広島市長 松井一實

佐伯区の藤垂園の2804の190から2804の272に至る土地に接する市道の地先、吉見園の3012の31から3012の26に至る土地に接する市道の地先並びに3081及び3083の地先、海老山南一丁目の15の1及び16の1に接する堤防の地先並びに五日市町7に接する堤防の地先

4,423.23平方メートル

広島市告示第122号

平成27年3月13日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市佐伯区倉重一丁目の4番2の一部、4番3の一部
2 開発面積
320.81㎡
3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市佐伯区倉重一丁目2番地の1
岩城将広
4 検査済証交付年月日
平成27年3月13日

広島市告示第123号

平成27年3月16日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については印影（電子計算機に記録したもの）を印刷することにより、公印の押なつに代えることを承認し、告示しましたが、平成27年3月31日をもって、印影の印刷により公印の押なつに代えることを辞めますので、告示します。

広島市長 松井一實

Table with 3 columns: 文書名, 告示日 告示番号, 印影に使用する 公印の名称

Table with 3 columns: 保育実施解除通知書, 保育実施期間変更承諾書, 保育実施承諾通知書, 保育実施不承諾通知書, 平成26年3月17日, 広島市告示第122号, 福祉事務所長印

広島市告示第124号

平成27年3月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日
平成27年3月20日
2 下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。
3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。
(別紙)

Table with 4 columns: 区分, 下水を排除する区域 (区名, 町名), 排水施設の方式

広島市告示第125号

平成27年3月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日
平成27年3月20日

2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称  
別紙のとおり。

(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
西区	井口三丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐南区	川内六丁目、東野三丁目、東原三丁目、西原八丁目、山本八丁目、伴東四丁目及び伴東七丁目の各一部	
安佐北区	大林町、三入二丁目及び可部東六丁目の各一部	
佐伯区	八幡三丁目、坪井一丁目及び屋代三丁目の各一部	
安芸区	上瀬野南一丁目、中野二丁目及び中野東六丁目の各一部	

広島市告示第126号

平成27年3月20日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第33条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 供用を開始する年月日

平成27年3月20日

2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐北区白木町大字秋山の一部	須沢農業集落排水処理施設

広島市告示第127号

平成27年3月20日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第2条の規定に基づき、路上駐車場の名称、位置、駐車規模、駐車することのできる車両の範囲及び料金を徴収する時間を定めるため、平成26年3月28日付け広島市告示第148号を、平成27年4月1日から別紙のとおり改正します。

広島市長 松井一實

(別紙)

名称	位置	駐車場の規模	駐車することのできる車両の範囲	料金を徴収する時間

広島市市営大手町第一駐車場	広島市中区大手町三丁目	駐車台数17台	道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車で車長5メートル以下のもの	午前0時から午後12時まで
広島市市営小町第二駐車場	広島市中区小町	駐車台数34台		
広島市市営富士見町第四駐車場	広島市中区富士見町	駐車台数29台		
広島市市営富士見町第五駐車場	広島市中区富士見町	駐車台数26台		
広島市市営富士見町第六駐車場	広島市中区富士見町	駐車台数39台		
広島市市営鶴見町第一駐車場	広島市中区鶴見町	駐車台数34台		
広島市市営鶴見町第二駐車場	広島市中区鶴見町	駐車台数21台		
広島市市営中島町第一駐車場	広島市中区中島町	駐車台数19台		
広島市市営中島町第二駐車場	広島市中区中島町	駐車台数23台		
広島市市営河原町第一駐車場	広島市中区河原町	駐車台数29台		
広島市市営河原町第二駐車場	広島市中区河原町	駐車台数25台		
広島市市営舟入町第一駐車場	広島市中区舟入町	駐車台数29台		
広島市市営舟入町第二駐車場	広島市中区舟入町	駐車台数26台		
広島市市営広島駅新幹線口駐車場	広島市南区松原町	駐車台数40台		
広島市市営猿猴橋町駐車場	広島市南区猿猴橋町	駐車台数36台		
広島市市営的場町駐車場	広島市南区的場町一丁目	駐車台数25台		
広島市市営福島町駐車場	広島市西区福島町二丁目	駐車台数21台		
広島市市営東観音町第一駐車場	広島市西区東観音町	駐車台数18台		
広島市市営東観音町第二駐車場	広島市西区東観音町	駐車台数18台		
広島市市営西観音町駐車場	広島市西区西観音町	駐車台数24台		

広島市告示第128号

平成27年3月20日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第9条の規定に基づき、広島市市営基町駐車場の駐車規模、供用時間、休日及び駐車できる自動車を定めた昭和45年4月1日付け広島市告示第47号を平成27年4月1日から次のとおり改正します。

広島市長 松井一實

駐車場の名称	駐車することのできる車両の範囲	駐車場の規模	供用時間	休日

広島市市営基町駐車場	車長5メートル及び車高2メートル以下のもの	道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車	駐車台数327台	午前6時から翌日の午前1時まで	午前1時から午前6時までの間は、車両を入場させ又は退場させることができない。	年中無休
		同条に規定する普通自動車	駐車台数465台	午前零時から午後12時まで		

広島市告示第129号

平成27年3月20日

広島市道路附属物駐車場条例(平成6年広島市条例第25号)第3条の規定に基づき、その名称、駐車場の規模、供用時間、休日及び駐車することのできる車両の範囲を定めた平成22年4月1日付け広島市告示第244号を、平成27年4月1日から次のとおり改正します。

広島市長 松井一實

駐車場の名称	駐車場の規模	供用時間	休日	駐車することのできる車両の範囲
広島市中央駐車場	駐車台数406台	午前零時から午後12時まで。ただし、1月4日から12月31日までの間は、午前1時から午前6時30分までの間、自動車を入场させ又は退場させることができない	年中無休	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する自動車のうち二輪車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車で車長5メートル及び車高2メートル以下のもの

広島市告示第130号

平成27年3月23日

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の1第2号及び第115条の20第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人好縁会	グループホームふれあい大須	広島県安芸郡府中町大須四丁目5番6号	平成27年3月31日	介護予防認知症対応型共同生活介護
医療法人社団明和会	ラ・メール大野	広島県廿日市市丸石二丁目3番35号	平成27年3月31日	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

医療法人竹内医院	グループホーム夜市のんた	山口県周南市大字夜市字馬場西720番地1	平成27年3月31日	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
社会福祉法人吉賀町社会福祉協議会	特別養護老人ホームみろく苑	島根県鹿足郡吉賀町六日市582番地1	平成27年3月31日	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

広島市告示第131号

平成27年3月24日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	変更年月日
(旧)太田川ひがし病院 訪問看護ステーション (新)太田川病院 訪問看護ステーション	広島市東区戸坂山根一丁目24-20	平成26年4月1日
伊藤内科医院	(旧)広島市安佐南区沼田町大字伴3601-2 (新)広島市安佐南区伴中央四丁目7-10	平成27年2月2日
オール薬局 沼田店	(旧)広島市安佐南区沼田町大字伴7716-1 (新)広島市安佐南区伴東五丁目19-23	平成27年2月2日
沼田おおつか薬局	(旧)広島市安佐南区沼田町大字大塚3094-13 (新)広島市安佐南区大塚西一丁目24-11	平成27年2月2日

広島市告示第132号

平成27年3月24日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	変更年月日
	名称	所在地		
横路 富貴	(旧) う いる整骨 院	広島市東区光が丘 11-12-10 2	柔道整復	平成27年1 月28日
	(新) う いる鍼灸 整骨院			
木坂 有樹, 神田 宗樹	つくし鍼 灸整骨院	(旧) 広島市安佐 南区沼田町大字伴 9298-2	柔道整復	平成27年2 月2日
		(新) 広島市安佐 南区伴東三丁目5 -11		
木坂 有樹	つくし鍼 灸整骨院	(旧) 広島市安佐 南区沼田町大字伴 9298-2	はり・きゅう	平成27年2 月2日
		(新) 広島市安佐 南区伴東三丁目5 -11		

広島市告示第133号

平成27年3月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第134号

平成27年3月25日

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定により、次のとおり同項第2号に規定する事務を委託したので、同条第5項の規定により告示する。

広島市長 松井一實

- 1 当該委託に係る事務所の名称及び所在地
  - (1) 名称  
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
  - (2) 所在地  
名古屋市北区清水四丁目17番1号
- 2 委託する指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名
  - (1) 名称  
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
  - (2) 主たる事務所の所在地  
名古屋市北区清水四丁目17番1号
  - (3) 代表者の氏名  
会長 河内 尚明
- 3 委託開始年月日

- 平成27年3月2日
- 4 委託事務の内容  
介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務（要介護認定調査事務）
  - 5 居宅サービス等の提供の有無  
無し

広島市告示第135号

平成27年3月25日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については印影を印刷することにより、公印の押なつに代えることを承認し、告示しましたが、平成27年3月31日をもって、印影の印刷により公印の押なつに代えることを辞めますので、告示します。

広島市長 松井一實

文書名	印影に使用する公印の名称	告示日 告示番号
小児慢性特定疾患医療受給者証	印影印刷専用市長印	平成9年2月19日 広島市告示第47号

広島市告示第136号

平成27年3月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、健康福祉局保健部動物管理センター出納員の事務の一部を次のとおり委任したので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた分任出納員  
広島市健康福祉局保健部動物管理センター  
狂犬病予防指導員 伊藤 大輔
- 2 委任した事務  
広島市衛生関係手数料条例第2条に規定する手数料（動物管理センターの所掌事務に係るものに限る。）の収納
- 3 委任年月日  
平成27年3月17日

広島市告示第137号

平成27年3月26日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条1項の規定に基づき、広島市民球場東バス駐車場利用料金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者  
(受託者の住所) 広島市中区舟入幸町15番3号



(受託者名) 株式会社ニットー 代表取締役 橋本 満

2 委託した期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示第138号

平成27年3月26日

広島市私道整備工事費補助金交付規則(昭和48年広島市規則第47号)第4条第1項の規定に基づき私道の整備工事に要する経費を認定する場合の上限となる額を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

また、広島市私道整備工事費補助金交付規則第4条第1項の規定により市長が認定する額は、実際の整備工事に要する経費と当該上限となる額のいずれか低い額とします。

これに伴い、平成26年3月19日付け広島市告示第129号を廃止します。

広島市長 松井 一 實

1 舗装新設工事(これに準ずるものを含む。)に要する経費 次のとおりとする。

区 分		単位	金額	
私道別	土地区画整理事業その他により、将来形状変更のあることが明らかな区域内の私道及び幅員1.8メートル未満の私道	人力施工による場合	7,100円	
		機械施工による場合	2,810円	
	その他の一般私道	すべり止め舗装	人力施工による場合	1平方メートルにつき 8,320円
			機械施工による場合	3,790円
		その他	人力施工による場合	7,970円
			機械施工による場合	3,440円
舗装止め工		1メートルにつき	6,690円	

2 排水施設新設工事(これに準ずるものを含む。)に要する経費 次のとおりとする。

(1) 側溝及び雨水ます新設工事に要する経費

種 別		単位	金額
側溝新設工事	L型側溝とする場合	エプロン幅が30センチメートルのもの	10,640円
		エプロン幅が40センチメートルのもの	11,570円
	U型側溝とする場合	コンクリート蓋有りのもの	46,270円
		コンクリート蓋無しのもの	32,860円
雨水ます設置工事		1箇所につき	37,040円

(2) 排水管路新設工事に要する経費

種別	内径	単位	金額
硬質塩化ビニール管とする場合	150ミリメートル	1メートルにつき	20,080円
	200ミリメートル		21,920円
支管取付工事(硬質塩化ビニール管に取り付ける場合に限る)	150ミリメートル	1箇所につき	15,120円
	200ミリメートル		
ヒューム管とする場合	150ミリメートル	1メートルにつき	25,920円
	200ミリメートル		28,830円

3 交通安全施設新設工事に要する経費 次のとおりとする。

種別	規格	単位	金額
転落防止柵設置工事	土中建込	1メートルにつき	12,020円
	コンクリート建込	1メートルにつき	10,000円
ガードレール設置工事	土中建込	1メートルにつき	11,930円
	コンクリート建込	1メートルにつき	11,770円
道路反射鏡設置工事	一面鏡	600ミリメートル直柱	1基につき 125,280円

4 舗装補修工事に要する経費 次のとおりとする。

施工方法		単位	金額
すべり止め舗装	人力施工	1平方メートルにつき	3,460円
	機械施工		2,140円
その他	人力施工		3,110円
	機械施工		1,790円

5 交通安全施設補修工事に要する経費 次のとおりとする。

種別	規格	単位	金額
転落防止柵補修工事	ビーム取換	42.7ミリメートル	1メートルにつき 3,460円
ガードレール補修工事	レール取換	4メートル	1メートルにつき 7,340円
道路反射鏡補修工事	反射鏡取換	600ミリメートル	1基につき 87,580円
	支柱取換	76.3ミリメートル	1メートルにつき 7,500円

6 経費の額の特例

私道の状況により前各項に定める基準により難い場合において、市長が特に認めたものについては、その都度別に定める額とする。

7 施行期日

平成27年4月1日

広島市告示第139号

平成27年3月27日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 広島新幹線名店街
(2) 所在地 広島市南区松原町1185番地

2 大規模小売店舗を設置する者

西日本旅客鉄道株式会社
執行役員広島支社長 杉岡 篤
広島市東区二葉の里三丁目8番21号
中国SC開発株式会社
代表取締役 湊 和則
広島市南区松原町2番37号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)
開店時刻 午前8時30分
閉店時刻 午後9時00分
(変更後)
開店時刻 午前7時00分
閉店時刻 午後9時00分

4 変更年月日

平成27年5月1日

5 届出年月日

平成27年3月23日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成27年3月27日から平成27年7月27日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年7月27日

(2) 提出先

〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第140号

平成27年3月27日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 5 columns: 事業者 (名称), 事業所 (名称, 所在地), 廃止年月日, サービスの種類. Rows include 合同会社まりも, 合同会社DAY S, 株式会社おかえり, 株式会社はーとふるケアサービス, 株式会社ヴィーヴル, 株式会社ベルアージュ, 医療法人新生会.

医療法人社団 たくみ会 きむらクリニック	医療法人社団 たくみ会 きむらクリニック	広島市安芸区船越 南二丁目17番1号	平成27年3月31日	通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション
----------------------------	----------------------------	-----------------------	------------	------------------------------

広島市告示第141号

平成27年3月30日

平成27年4月10日から市長が欠けるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、同日から、広島市副市長 西藤公司が市長の職務を代理する。

広島市長 松井一實

広島市告示第142号

平成27年3月30日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市経済観光局農林水産部農政課、佐伯区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

縦覧日及び縦覧時間

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日までを除き毎日午前8時30分から午後5時まで

広島市告示第143号

平成27年3月30日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市安佐南区山本町字方置山11351番8外57筆（別紙のとおり。）  
（4-1工区）
- 2 開発面積  
146,069.06㎡  
（4-1工区）
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市中区大手町三丁目1番1号  
東亜地所株式会社  
代表取締役 西本 義弘

4 検査済証交付年月日  
平成27年3月30日

（別紙）

工区別地番一覧表

〔4-1工区〕

広島市安佐南区山本町字方置山

新
11351- 8
11351- 3
11357-10
11357- 8
11358- 4
11359
11360- 2
11363- 2
11373- 2
11376- 2
11377- 5
11378
甲11379
11380- 3
11380- 2
11381- 4
11381- 5
11382
11383- 6
11388- 2
11389
1471- 6
1490- 1
1490- 6
1492
1493
1494
1495- 3
1496- 2
1498
1502
1503- 1
1503- 2
1512
1513
1514- 3
1514- 2
12496- 7
12496- 8
12496-12の一部
12540
12545
12546の一部
12575- 2の一部

12580- 2
12580- 3の一部
12585
12586
12587- 2
3711- 2
3712- 2
3713
3714
3715
3716- 2
3717の一部
3718- 2の一部
15025- 2
58筆 (内 一部6筆)

広島市告示第144号

平成27年3月31日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 供用を開始する年月日

平成27年3月31日

2 下水を排除する区域及び排水施設的方式

別紙のとおり。

3 供用を開始する排水施設の位置

下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設 の方式
	区名	町名	
汚水を排除	東区	尾長東三丁目の一部	合流式
	安佐南区	八木五丁目、東野三丁目及び山本七丁目の各一部	分流式

広島市告示第145号

平成27年3月31日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 下水の処理を開始する年月日

平成27年3月31日

2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称

別紙のとおり。

(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の 位置及び名称
区名	町名	
安佐南区	八木五丁目、東野三丁目及び山本七丁目の各一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
東区	尾長東三丁目の一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター

広島市告示第146号

平成27年3月31日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については、印影（電子計算機に記録したものを）を印刷することにより、公印の押なつに代えることを承認したので告示します。

広島市長 松井一實

文書名	印影に使用する公印の名称
・保育期間終了通知書 ・利用者負担額（保育料）決定通知書（個人送付用） ・利用者負担額（保育料）決定通知書（事業者送付用） ・利用者負担額（保育料）変更通知書	福祉事務所長印

広島市告示第147号

平成27年3月31日

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）第11条の規定に基づき、特賃住宅を除く市営住宅の平成27年4月から平成28年3月までの家賃について別添のとおり定めます。

広島市長 松井一實

別添 略

広島市告示（中区）第45号

平成27年3月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實



次のとおり 略



広島市告示(中区)第46号

平成27年3月3日

東新天地自転車等駐車場及び相生自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略



広島市告示(中区)第47号

平成27年3月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略



広島市告示(中区)第48号

平成27年3月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略



広島市告示(中区)第49号

平成27年3月6日

相生自転車等駐車場、大手町自転車等駐車場及び富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、3月4日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略



広島市告示(中区)第50号

平成27年3月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により

自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略



広島市告示(中区)第51号

平成27年3月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略



広島市告示(中区)第52号

平成27年3月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略



広島市告示(中区)第53号

平成27年3月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略



広島市告示(中区)第54号

平成27年3月16日

富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、3月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略



広島市告示(中区)第55号

平成27年3月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第56号

平成27年3月16日

小町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、3月14日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第57号

平成27年3月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第58号

平成27年3月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第59号

平成27年3月20日

小町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、3月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第60号

平成27年3月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第61号

平成27年3月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第62号

平成27年3月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第63号

平成27年3月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第64号

平成27年3月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第65号

平成27年3月31日

東新天地自転車等駐車場, 袋町公園自転車等駐車場及び大手町自転車等駐車場内に, 長期間駐車されていた下記自転車等については, 3月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお, 今後相当の間保管した後, 申出のない自転車等については, 処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(東区)第27号

平成27年3月5日

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき, 都市公園を次のように設置します。

その関係図面は, 平成27年3月6日から同年3月19日まで東区維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	使用開始の期日	区域
矢賀第二公園	東区矢賀六丁目4番	平成27年3月6日	別図のとおり。

別図 略

広島市告示(東区)第28号

平成27年3月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条2項の規定により自転車等を撤去し, 保管したので, 同条例第12条1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第30号

平成27年3月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条2項の規定により自転車等を撤去し, 保管したので, 同条例第12条1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第31号

平成27年3月11日

昭和62年3月31日付け広島市告示第97号で市道の路線の認定を告示した次の路線について, その起点及び終点の表示を変更し, 次のとおりとします。

広島市長 松井一實

路線名	起 点
	終 点
東5区38号線	東区二葉の里三丁目8番7地先
	東区二葉の里三丁目19番地先

広島市告示(東区)第32号

平成27年3月11日

道路の区域を次のように変更するので, 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は, 平成27年3月11日から平成27年3月26日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	東5区常盤橋若草線	東区二葉の里三丁目3番2地先から東区二葉の里三丁目8番7地先まで	旧	メートル 34.00 ～ 106.00	メートル 65.00
			新	メートル 34.00 ～ 112.00	メートル 65.00
	東5区6号線	東区二葉の里三丁目19番地先から東区二葉の里三丁目20番地先まで	旧	メートル 11.50 ～ 11.50	メートル 138.00
			新	メートル 11.50 ～ 14.50	メートル 138.00
	東5区38号線	東区二葉の里三丁目8番7地先から東区二葉の里三丁目19番地先まで	旧	メートル 12.60 ～ 18.50	メートル 254.84
			新	メートル 8.00 ～ 21.00	メートル 254.84

広島市告示(東区)第33号

平成27年3月12日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は, 広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第5号
- 2 指定年月日 昭和27年3月12日
- 3 道路の位置 広島市東区温品四丁目1011番2の一部、1011番3、1011番4の一部、1012番の一部、1011番4地先から1012番地先の里道・水路の一部
- 4 幅員 4.2～6.7メートル
- 5 延長 37.90メートル

~~~~~

**広島市告示（東区）第34号**  
平成27年3月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

**広島市告示（東区）第35号**  
平成27年3月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

**広島市告示（東区）第36号**  
平成27年3月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

**広島市告示（東区）第37号**  
平成27年3月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

**広島市告示（東区）第38号**  
平成27年3月24日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、公告認定対象区域の認定を取消しましたので、同条第4項の規定に基づき告示します。

この関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において、一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 認定の取消しを行った区域の場所  
広島市東区牛田新町四丁目4-3、4-4、226-6、226-12、226-97
- 2 認定の取消しを行った認定番号  
第S43-5号
- 3 認定の取消しを行った認定年月日  
昭和43年9月14日

~~~~~

**広島市告示（東区）第39号**  
平成27年3月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

**広島市告示（南区）第30号**  
平成27年3月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~

**広島市告示（南区）第31号**  
平成27年3月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~

**広島市告示（南区）第32号**  
平成27年3月3日

広島駅南口第一駐輪場、広島駅南口第三駐輪場A及び広島駅南口第三駐輪場B内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、3月2日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(南区)第33号

平成27年3月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第34号

平成27年3月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第35号

平成27年3月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第36号

平成27年3月16日

広島駅南口第三駐輪場B内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、3月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(南区)第37号

平成27年3月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第38号

平成27年3月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第39号

平成27年3月23日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年3月23日から同年4月6日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	南2区106号線	南区向洋大原町3508番16地先から	旧	1.00m ~ 4.00m	8.45m
		南区向洋大原町3508番4地先まで	新	2.61m ~ 4.00m	8.45m

広島市告示(南区)第40号

平成27年3月23日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年3月23日から同年4月6日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	南4区106号線	南区向洋大原町3508番16地先から 南区向洋大原町3508番4地先まで	平成27年3月23日

広島市告示(南区)第41号

平成27年3月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第42号

平成27年3月24日